

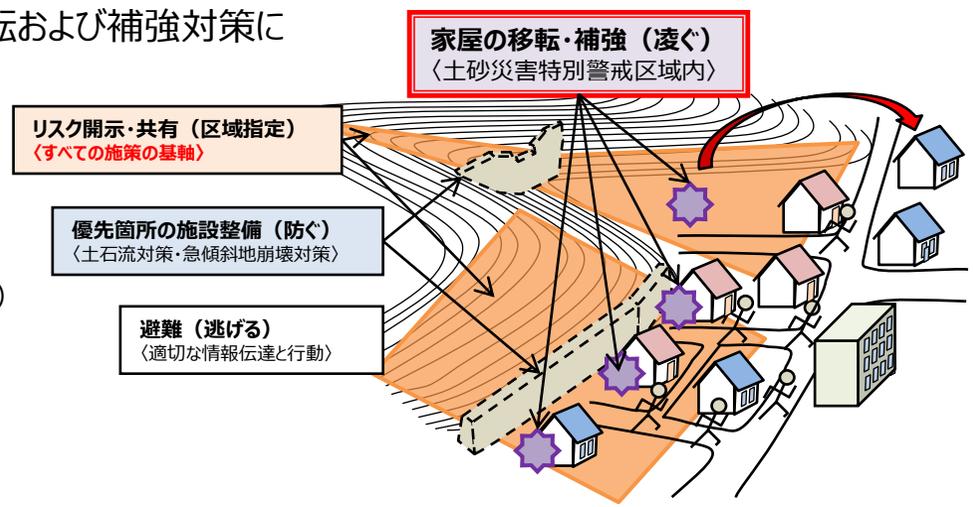
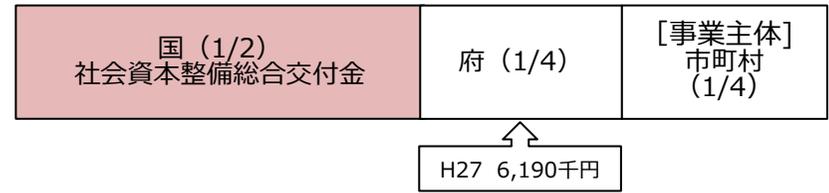
土砂災害特別警戒区域内の建築物に対し、住民自らが実施する移転および補強対策に対し、その費用の一部について助成を行うもの

◇土砂災害特別警戒区域（R）内家屋の移転・補強

- [平成27年度 新規制度]  
「住民が実施する対策」に対し費用の一部を支援。（事業を実施する市町村への補助）

平成27年度：6,190千円

◇助成制度の費用負担割合



《参考》区域指定の進捗状況

- 平成26年度未指定済箇所  
土砂災害警戒区域（Y）：約4,000箇所  
[うち 特別警戒区域（R）を含む箇所：約2,700箇所]  
⇒ **平成28年9月区域指定完了**

移転補助制度

○大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（S63.10.19※改正予定）

（国制度：住宅・建築物安全ストック形成事業《がけ地近接等危険住宅移転事業》）

区分	対象住宅	補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	以下のいずれかに該当する区域内の居室を有する建築物のうち、区域が指定される以前に建築されたもの 1. 建築基準法に基く災害危険区域 2. 土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基く土砂災害特別警戒区域 ←改正により追加	1戸あたり 80.2万円
危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費（建物助成費）	※なお、建物助成費については、金融機関等から資金を借り入れた場合の利子に相当する額を対象とする。	1戸あたり 415万円 (建物319万円、 土地96万円)

補強補助制度

○大阪府土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付要綱

〈新設予定〉

（国制度：住宅・建築物安全ストック形成事業《住宅・建築物耐震改修事業》効果促進）

区分	対象住宅	補助率	補助限度額
土砂災害特別警戒区域内住宅補強設計補助	土砂災害特別警戒区域が指定される以前に建築された居室を有する住宅	7割	1戸あたり10万円
土砂災害特別警戒区域内住宅補強工事補助	・同上 ・市町村民税所得割額304,200円未満であること	10割	1戸あたり60万円  ※平均補強費用の利子相当分（定額補助） 補強費：約270万円 利子相当額：23%